申告書と計算明細書は、国税庁ホームページで作成できます!

作成コーナー　検索

給与所得者の住宅借入金等特別控除用の記載例

（この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や住宅借入金等特別控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』を参照してください。住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご確認ください。）

※　この記載例では、『令和４年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を『計算明細書』と表記しています。

【設例】

○　青色の番号を付した金額などを申告書の同じ番号を付した欄に転記します。

令和4年分　給与所得の源泉徴収票

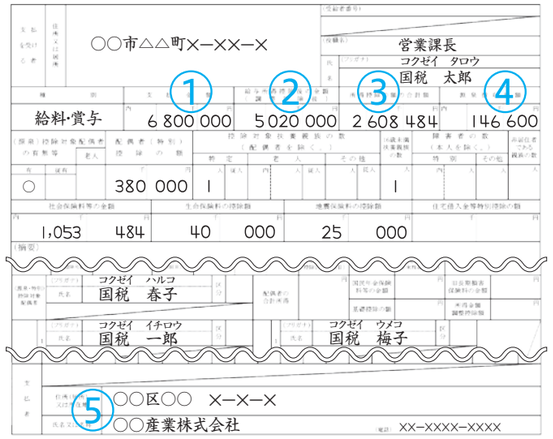

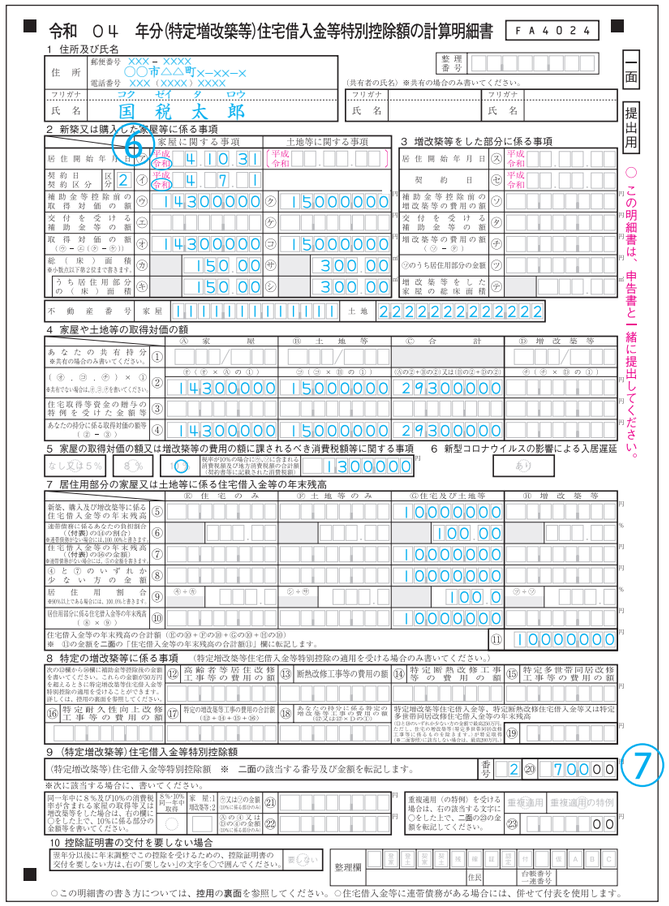

◎　住宅の取得等に関し連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、『（付表）連帯債務がある住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。

※　入居した年及びその年の前２年・後３年以内にマイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等（3,000 万円の特別控除など）を受けているときには、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない場合があります。詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。（『計算明細書』への記入は不要です。）

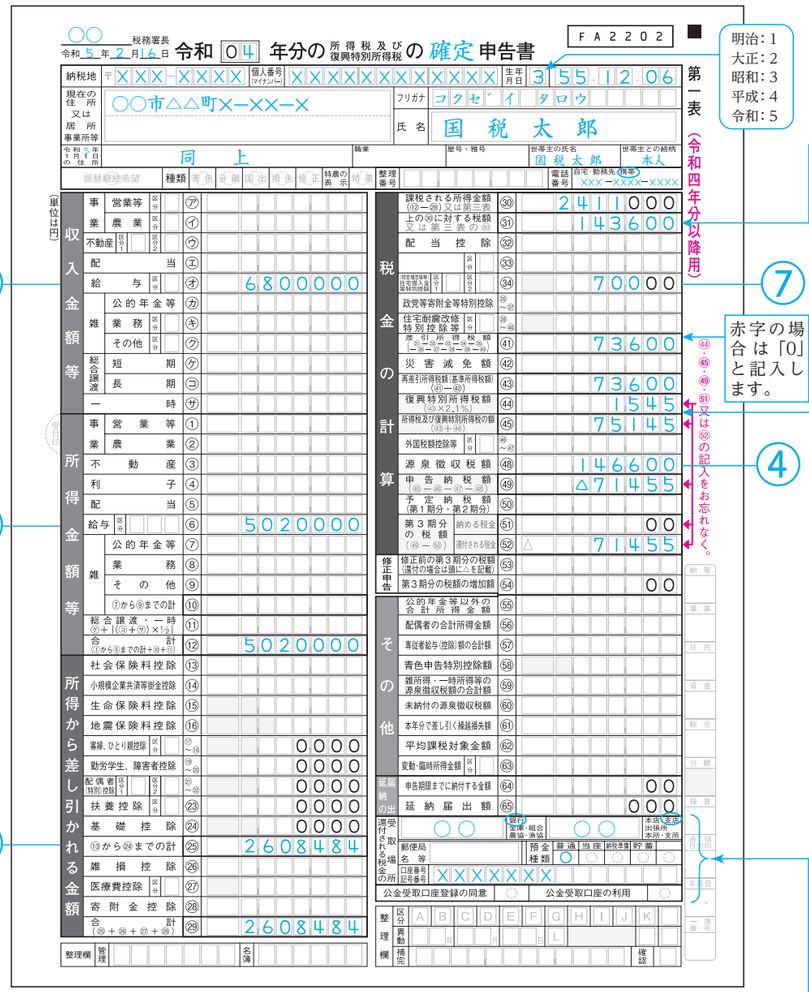

○　還付される税金の受取にあたって、振込みを希望する場合は次により記入します。

●　銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類（該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」））に○を記入します。）及び口座番号を記入します。

●　ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

〔他の金融機関との振込用の「店名（店番）」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「−2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。〕

●　公金受取口座に振込みを希望（既に登録がお済みの方に限ります。）する場合には、「公金受取口座の利用」に○を記入します（この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はございません。なお、預貯金口座が記載されている場合は、記載された内容に基づき振込みの手続を行います。）。

※　預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。
　預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。

※　一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

※　「還付される税金の受取場所」に記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」に○を記入します。
　公金受取口座の登録・利用に当たっては、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご覧ください。

※　ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合は、受取を希望する郵便局名等を記入しください。

○　申告する方に同一生計配偶者がいる場合で、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超えるときは、最上段の行に、同一生計配偶者の氏名・マイナンバー（個人番号）・生年月日を記入し、同一に○を記入します。

※　同一生計配偶者と別居している場合には、別居に○を記入するとともに、「○住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所」欄に同一生計配偶者の氏名・住所を記入します。

○　扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族がいる場合には、2行目以降に、その扶養親族の氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日を記入し、16 に○を記入します。

※　16歳未満の扶養親族と別居している場合には、別居に○を記入するとともに、「○住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」欄に16歳未満の扶養親族の氏名・住所を記入します。

令和４年分　所得税の税額表　［求める税額＝Ⓐ×Ⓑ−Ⓒ］

Ⓐ課税される所得金額	Ⓑ所得税の税率	Ⓒ控除額
1,000円から　1,949,000円まで	0.05　（5%）	0円
1,950,000円から　3,299,000円まで	0.1　（10%）	97,500円
3,300,000円から　6,949,000円まで	0.2　（20%）	427,500円
6,950,000円から　8,999,000円まで	0.23（23%）	636,000円
9,000,000円から　17,999,000円まで	0.33（33%）	1,536,000円
18,000,000円から　39,999,000円まで	0.4　（40%）	2,796,000円
40,000,000円以上	0.45（45%）	4,796,000円

《計算例》　「課税される所得金額」が 2,411,000 円の場合の税額
2,411,000 円 ×0.1−97,500 円=143,600 円

赤字の場合は「0」と記入します。

○　㊹欄には、「㊸の金額（基準所得税額）×2.1%」の金額を記入します。
《計算例》　㊸の金額が 73,600 円の場合の復興特別所得税額
73,600 円 ×0.021=1,545 円
（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）

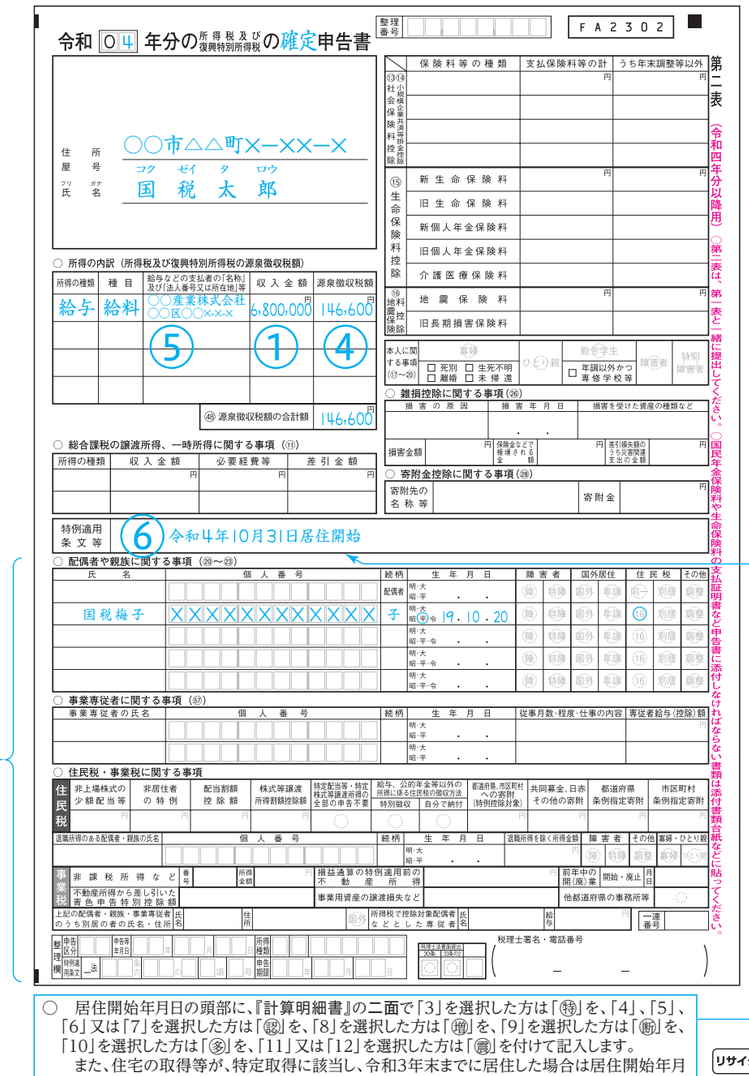

○　居住開始年月日の頭部に、『計算明細書』の二面で「3」を選択した方は「㊸」を、「4」、「5」、「6」又は「7」を選択した方は「㊷」を、「8」を選択した方は「㊻」を、「9」を選択した方は「㊽」を、「10」を選択した方は「㊾」を、「11」又は「12」を選択した方は「㊿」を付けて記入します。
　また、住宅の取得等が、特定取得に該当し、令和3年末までに居住した場合は居住開始年月日の末尾に「(特)」と、特別特定取得（令和2年末までに居住した場合に限ります。）、特例取得又は特別特例取得に該当する場合は「(特特)」と、特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」と記入します。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

04.12

インターネットで住宅ローン控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内どおりに入力するだけで、自動計算でアッという間に申告書が完成！

年末調整済みの給与所得者が、初めて住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の申告をする場合の入力例

※　この入力例には開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

1　国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスします

2　源泉徴収票の内容を入力します

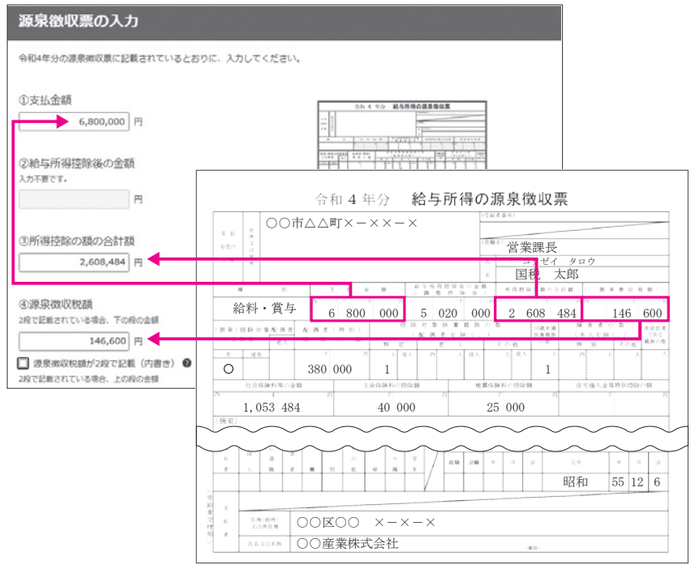

3　売買契約書や登記事項証明書の内容を入力します

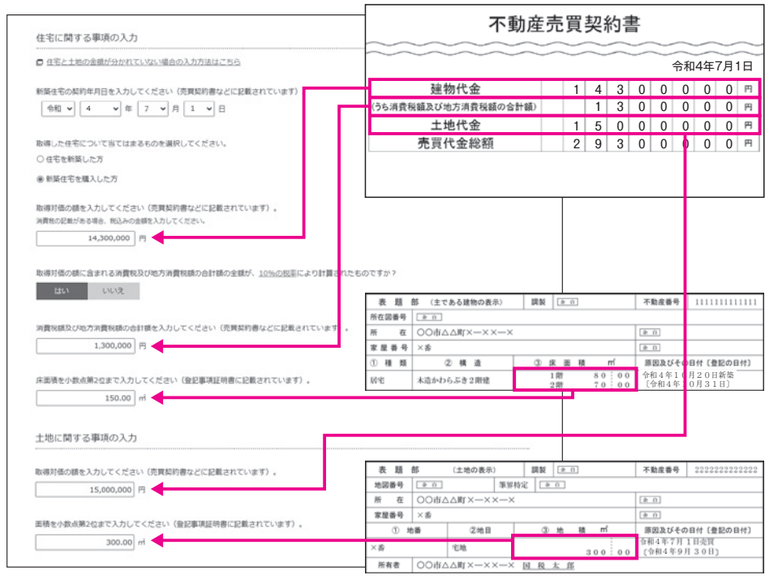

4　住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力します

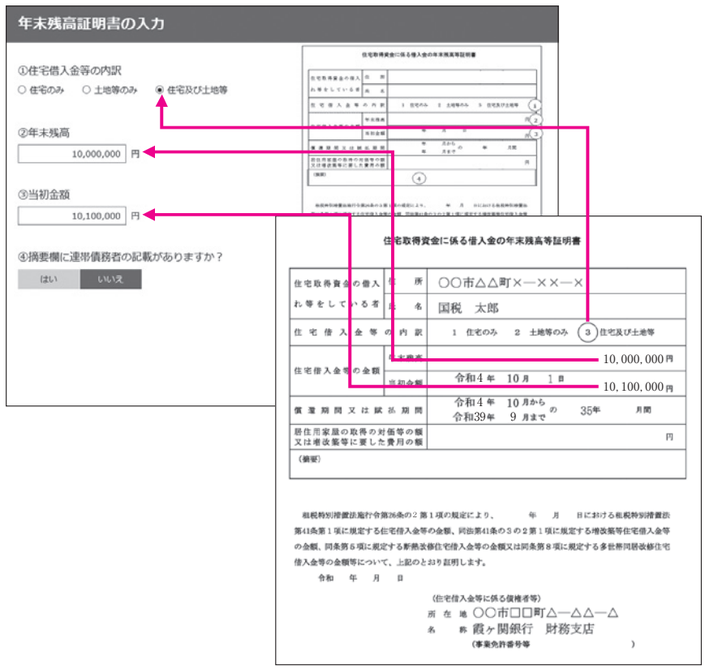

5　氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です

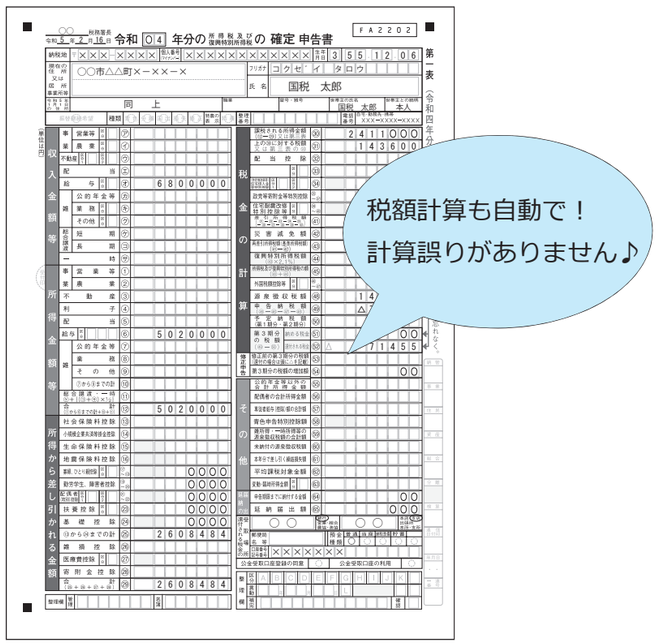

6　申告書をe-Taxで送信

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー内の案内をご覧ください。

※　添付書類は郵送などで別途提出してください。

書面提出される方は、自宅のプリンタ又はコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で申告書を印刷し、添付書類と一緒に郵送などで提出します。

申告手続等には**マイナンバーの記載** と **本人確認書類の提示 又は 写しの添付** が**毎回**必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
  例2：通知カード 及び 運転免許証　など
- **e-Tax**で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。